

《西尾市雇用安定支援補助金のお知らせ》

2020年6月24日作成

1 概要

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主の雇用の維持を図るため従業員を休業させた場合の休業手当に係る「雇用調整助成金」や「緊急雇用安定助成金」（以下、雇用調整助成金等という）の支給決定を受けた市内の事業主に対して事業主負担の一部を補助金として交付します。

2 補助事業者

次に掲げる（１）～（６）の要件を全て満たす必要があります。

- （１）次のア～ウのうち、いずれかに該当するもの
 - ア 西尾公共職業安定所に雇用保険法第5条に規定する適用事業の届出をした事業主であること
 - イ 雇用保険適用事業主に該当しないものは、市内に本店を有する法人又は市内に本店を有する個人で労働者災害補償保険の届出をした事業主であること
 - ウ 雇用保険適用事業主と労働者災害補償保険適用事業主に該当しない暫定任意適用事業所は、市内に住民登録がありかつ地方農政局等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」の添付があること
- （２）休業に係る雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金の支給決定を受けていること
→6月の国の制度改正により助成金が増額となる場合は、増額後の支給決定を受けていること
- （３）雇用調整助成金等の助成率が10/10でないこと
→制度改正前の助成率が9/10の場合は、6月の国の制度改正により助成率が10/10に変更となるため本市の補助金は対象外となります。
- （４）市内で現に事業活動を行っていること
- （５）市税を滞納していないこと
- （６）暴力団員又は暴力団と密接な関係を有しないこと

3 補助金額

- ・必ず「算定書」を用いて補助金額を算定して下さい。
- ・年間の補助金額の上限額は大企業100万円、中小企業者50万円です。
- ・本補助金の算定基礎となる1人当たりの単価の上限額は15,000円（国+市）です。

（１）補助金算定式

ア 雇用調整助成金額等算定書から算出した「みなし1人当たり助成額単価」が13,847円から15,000円の場合

$$\text{補助金額（千円未満切捨）} = (15,000 \text{円} - \text{みなし1人当たり助成額単価}) \times \text{休業延日数}$$

イ ア以外の場合の基本算定式

$$\text{補助金額（千円未満切捨）} = \text{雇用調整助成金等の支給決定額} \times 1/12$$

（２）その他

- ア 雇用調整助成金等の1人当たりの助成額単価が15,000円で算定されている場合は補助対象外です。
- イ 雇用調整助成金等の上限額改定により増額支給がある場合は、増額支給決定後に申請して下さい。
- ウ 補助金額が千円未満の場合は補助対象外とします。
- エ 小規模事業主で簡易申請をされた方は、算出方法が異なりますので、小規模特例用の算定書により補助金額を算定して下さい。

裏面あり

4 補助対象期間（休業手当を支給する期間）

令和2年4月1日（水）から令和2年9月30日（水）の期間

※支給決定された雇用調整助成金の休業に係る判定基礎期間（休業手当支払期間）が、令和2年4月1日から令和2年9月30日までの期間を1日でも含む場合は、当該期間を補助対象期間とします。

5 申請書類

- （1）～（8）の書類を揃えて申請してください。
- 指定様式（1）～（4）は西尾市のホームページからダウンロードできます。

URL：<https://www.city.nishio.aichi.jp/index.cfm/1,69491,130,769,html>

西尾市ホームページ
QRコード



- （1）雇用安定支援補助金交付申請書兼請求書（指定様式）
- （2）誓約書兼同意書（指定様式）
- （3）算定書（指定様式）
- （4）チェックリスト（指定様式）
- （5）雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金）（休業等）支給申請書の写し
- （6）雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金）助成額算定書（新型コロナウイルス感染症関係）の写し
→小規模事業主で簡易申請をした場合は休業実績一覧表の写し
- （7）雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金）支給決定通知書の写し
→6月の国の制度改正により増額で支給決定される場合は、増額分の支給決定通知書の写しも添付してください。
- （8）振込先口座の金融機関名、口座番号・名義人が分かる通帳見開きページやキャッシュカードの写し
→口座情報は必ず申請者名義のものとして下さい。

6 申請方法

次のいずれかの方法により申請をしてください。

- （1）郵送申請：〒445-8501 西尾市商工振興課 雇用安定支援補助金担当 宛
- （2）窓口申請：西尾市役所2階 商工振興課

7 申請期間

令和2年6月24日（水）～令和2年12月31日（木）まで（消印有効）

※申請は令和2年4月1日から令和2年9月30日分をまとめて申請することもできます。また判定基礎期間（休業手当支払期間）ごとに申請することもできます。

8 注意事項

- （1）雇用保険法施行規則第102条の3に規定する「雇用調整助成金」や緊急雇用安定助成金要領に規定する「緊急雇用安定助成金」の支給決定が申請要件となります。
- （2）予算には限りがありますので、お早めに申請をお願いします。

（お問合せ先 西尾市役所 商工振興課 電話 0563-65-2158）